

ボランティア委員会 ネパール地震義援金のための募金を行いました

ボランティア委員会が6月12日(金)、13日(土)の北須磨祭で、ネパール地震の募金を呼びかけたところ、3万2,764円の募金が集まりました。これを神戸新聞厚生事業団に、平成27年6月23日(火)に寄付しました。2年生のボランティア委員4名は、厚生事業団の事務局長からお礼の言葉をいただくとともに、現在約700万円の募金があり、これをネパールの子どものために使っていただくように考えているとお話をいただきました。



感謝状をいただくボランティア委員の生徒



お 礼 状 平成27年6月23日

兵庫県立北須磨高等学校 ボランティア委員会 様

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
このたびは「ネパール地震義援金」として、神戸新聞厚生事業団に多額のご寄付をいただき、誠にありがとうございます。

ご寄付にいただいたお金に活用させていただきます。皆さんのご理解で、御意のご協力をいただきますことは、私ども福祉事業に携わるものとして感謝に堪えません。何とぞ今後とも温かいご支援をくださいますようお願いいたします。
ここにお礼のご挨拶を申しのべますとともに、領収証をお届けしますのでご査収ください。

公益財団法人 神戸新聞厚生事業団
理事長 江本 暢

領 収 証

平成27年6月23日 平成27年 第 47号

兵庫県立北須磨高等学校 ボランティア委員会 様

¥32,764

借 ネパール地震義援金
として、上記の青紙金 確かに領収いたしました。

神戸新聞厚生事業団は平成25年(2013年)4月1日からは公益財団法人に移行しました。公益財団法人では当事業団への寄付金は、公益財団法人の届出に基づいて社会福祉助成金の対象となり、寄付された金は福祉助成金の償還金として使われます。経費の別荘使用は行方不明となる等のリスクを負うこととなります。公益財団法人に寄付された金額は、公益財団法人の届出に基づいて使われます。公益財団法人に寄付された金額は、公益財団法人の届出に基づいて使われます。

公益財団法人 神戸新聞厚生事業団
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目7番1号
電話：078-362-7110